

障発0330第14号
令和2年3月30日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について
(運営要領)」の一部改正について

標記について、平成29年8月1日障発0801第5号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和2年4
月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について（運営要領）（平成 29 年 8 月 1 日障発 0801 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表

(下線部が変更点)

改正後	現行
<p>障発 0 8 0 1 第 5 号 平成 2 9 年 8 月 1 日 一部改正 障発 0 5 0 7 第 4 号 令和元年 5 月 7 日 一部改正 障発 0 6 1 1 第 3 号 令和元年 6 月 11 日 <u>一部改正 障発 0 3 3 0 第 14 号</u> <u>令和 2 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について (運営要領)</p>	<p>障発 0 8 0 1 第 5 号 平成 2 9 年 8 月 1 日 一部改正 障発 0 5 0 7 第 4 号 令和元年 5 月 7 日 一部改正 障発 0 6 1 1 第 3 号 令和元年 6 月 11 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について (運営要領)</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>1. 目的</p> <p>精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行<u>われる</u>よう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援や治療が提供できる従事者等を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 研修対象者等</p> <p>(1) 研修対象者</p> <p>原則として、障害福祉サービス事業所等において、現に精神障害者支援や治療の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者とする。</p> <p>【対象者（例）】</p> <p>(略)</p> <p><u>(医療分野)</u></p> <p>○ <u>障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等、精神障害者に対する治療に当たる医療従事者</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1. 目的</p> <p>精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行<u>える</u>よう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援や治療が提供できる従事者を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 研修対象者等</p> <p>(1) 研修対象者</p> <p>原則として、障害福祉サービス事業所等において、現に精神障害者支援の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者とする。</p> <p>【対象者（例）】</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

改正後	現行
4～12 (略) 別紙1～7 (略)	4～12 (略) 別紙1～7 (略)